

別記様式第6号（第12条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号
株式会社中山建設	那須烏山市田野倉819番地1	09-023257

2 指名停止措置期間

令和6年3月13日から令和6年9月12日まで(6箇月)

3 指名停止措置の範囲

那須烏山市が発注する工事等

4 事実概要

㈱中山建設の代表権を有する役員が那須烏山市職員に賄賂を供与したとして、令和6年3月7日、宇都宮区検察庁が㈱中山建設の代表権を有する役員を贈賄罪で略式起訴した。

5 指名停止措置理由

㈱中山建設の代表権を有する役員が贈賄罪で略式起訴されたことは、「那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程」の別表第2第1号ア（下記参照）に該当するため、本件については、指名停止6箇月を適用する。

[指名停止等措置規程別表第2第1号ア]

措置要件	期間
(贈賄) (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。	逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上 24箇月以内

建設業許可番号の上2桁は都道府県のコード番号である。

(国土交通大臣許可業者は00、栃木県知事許可業者は09)

本件問合せ先

那須烏山市 総務課 契約管財グループ
栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
電話：0287-83-1117
FAX：0287-84-3788